

インセンティブ制度に係る本格実施等の実績 及び広報の実施状況について

1. 本格実施等の実績及び広報の実施状況について(前提等)(P1~)
2. 試行実施の実績【平成29年度】 (P6~)
3. 本格実施の実績【平成30年4月~8月分】 (P12~)
4. 広報実施状況について (P18~)

平成30年12月19日 平成30年度第4回評議会



1. 本格実施等の実績及び広報の 実施状況について（前提等）

(はじめに) 本格実施等の実績及び広報の実施状況について

インセンティブ制度は、これまでの運営委員会や支部評議会の議論を踏まえ、健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月に公布された。開始年度である平成30年度から本格実施し、その実績を平成32年度の都道府県単位保険料率に反映することとなる。

- ① 試行実施及び本格実施の結果については、迅速に検証する必要があることから、試行実施である平成29年度の実績データ（P6～）及び本格実施の開始年度である平成30年10月時点で集計可能な平成30年度（4月～8月）の実績データ（P11～）を作成した。
- ② また、インセンティブ制度の実施にあたっては、加入者の行動変容につながるような丁寧な周知広報が重要であることから、各支部において、広報の取組を積極的に行っている。（P16～参照）

実績データの前提条件について

<インセンティブに係る保険料率について>

- インセンティブ分に係る保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%を盛り込むこととされている。
- また、制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入することとされているため、今回の集計では全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に0.004%を盛り込んで実績を算出することとする。
平成30年度（平成32年度保険料率）：0.004% ⇒ 平成31年度（平成33年度保険料率）：0.007% ⇒
平成32年度（平成34年度保険料率）：0.01%

<試行実施（平成29年度）について>

- 試行実施（平成29年度）については、通年ベース（平成29年4月から平成30年3月）で集計している。

<本格実施（平成30年4月～8月分）について>

- 平成30年4月～8月分の実績については、平成30年10月時点で集計できるデータを活用をしていることから、各指標の対象月が異なる。詳細は以下のとおりである。

【指標1】特定健診等の受診率	平成30年4月～8月
【指標2】特定保健指導の実施率	同上
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	同上
【指標4】医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	...	平成30年4月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者
【指標5】後発医薬品の使用割合	平成30年4月～7月

具体的な評価方法について

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

$$\frac{\text{対前年度伸び幅（率）}}{100\% - \text{当該支部の実績}}$$

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の受診率（使用データ：4月～3月の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数} + \text{自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数} + \text{自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数}}{\text{自支部被保険者数} + \text{自支部被扶養者数}} \quad (\%)$$

- ① 特定健診等の受診率【60%】
- ② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】
- ③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}} \quad (\%)$$

- ① 特定保健指導の実施率【60%】
- ② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】
- ③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数) + (前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)}} \quad (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち医療機関受診者数}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)}} \quad (\%)$$

- ① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】
- ② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量}} \quad (\%)$$

- ① 後発医薬品の使用割合【50%】
- ② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

2. 試行実施の実績【平成29年度】

平成29年度のデータを用いた実績

島根支部 評価結果のまとめ

(5つの評価指標の総合評価及び各指標ごとの評価、各指標内項目ごとの評価)

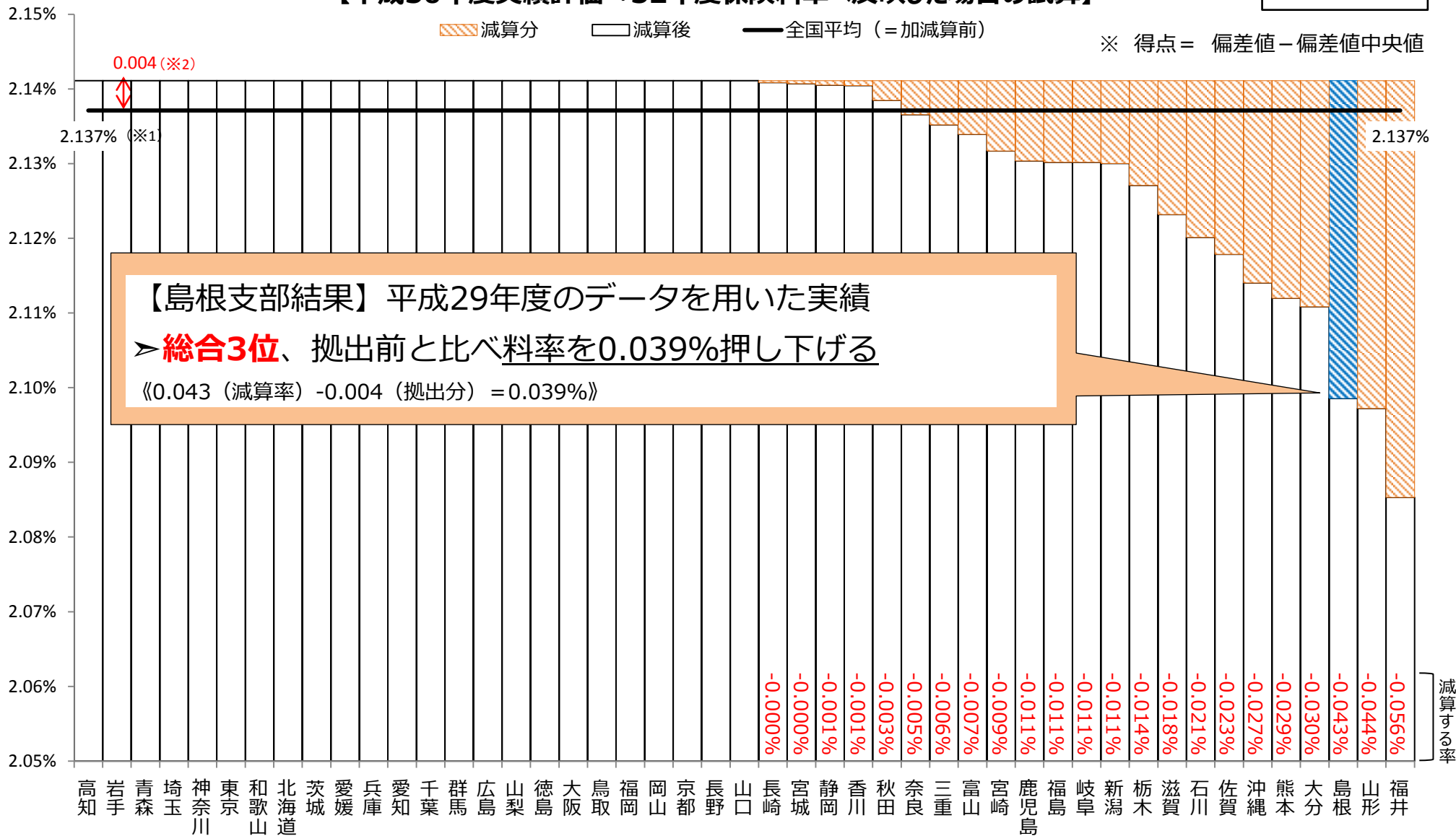
※赤字数値は偏差値50未満

【島根支部】平成29年度データを用いた実績											
総合評価 (偏差値合計・順位)	293 (3位)										
指標	①特定健診等受診率			②特定保健指導実施率			③特定保健指導対象者の減少率	④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品使用割合	
各指標の評価 (偏差値・順位)	58 (7位)			53 (16位)			65 (2位)	63 (5位)		53 (17位)	
各指標内の評価項目ごとの評価 (偏差値) ※【】内は評価割合	①受診率【60%】	②受診率の対前年度上昇幅【20%】	③受診件数の対前年度上昇率【20%】	①実施率【60%】	②実施率の対前年度上昇幅【20%】	③実施件数の対前年度上昇率【20%】	減少率【100%】	①受診率【50%】	②受診率の対前年度上昇幅【50%】	①使用割合【50%】	②使用割合の対前年度上昇幅【50%】
	64	54	45	63	36	40		65	65	61	55

平成29年度のデータを用いた実績

【平成30年度実績評価⇒32年度保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004

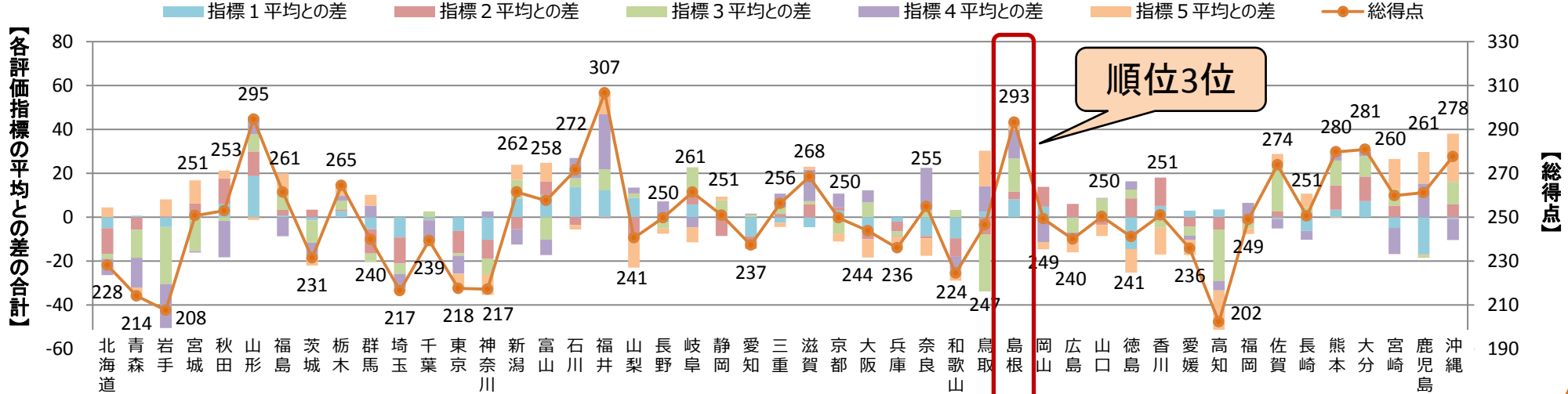


※1 2.137%とは、平成30年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

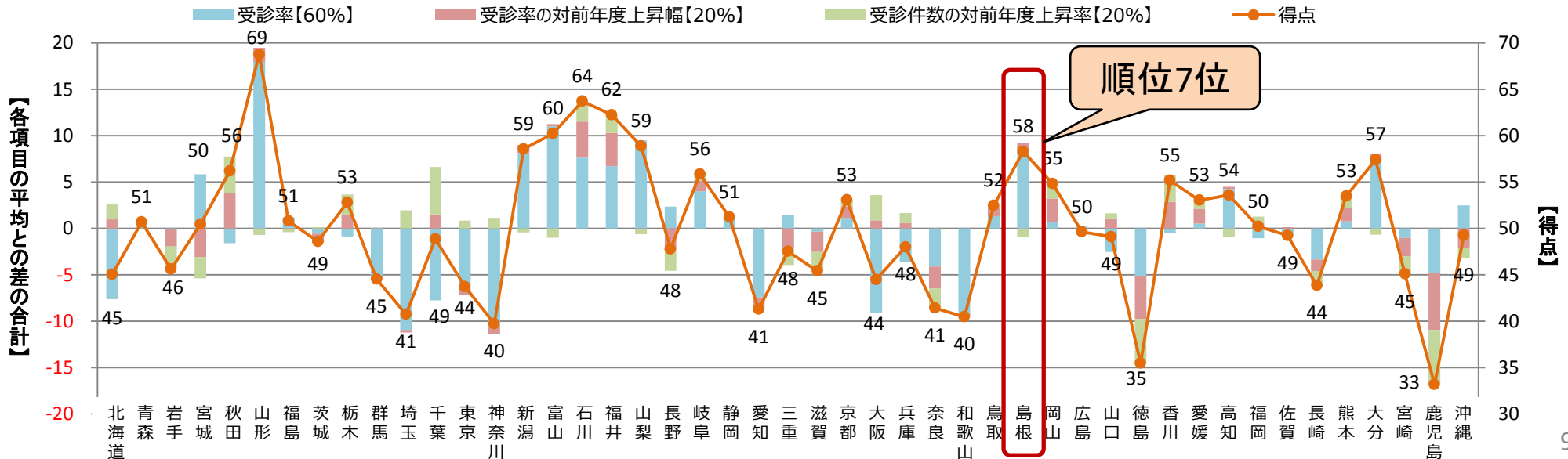
※2 平成32年度保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度総報酬額の実績に0.004%を乗じて平成32年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。(詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。)

平成29年度のデータを用いた実績

総合. 5つの評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差

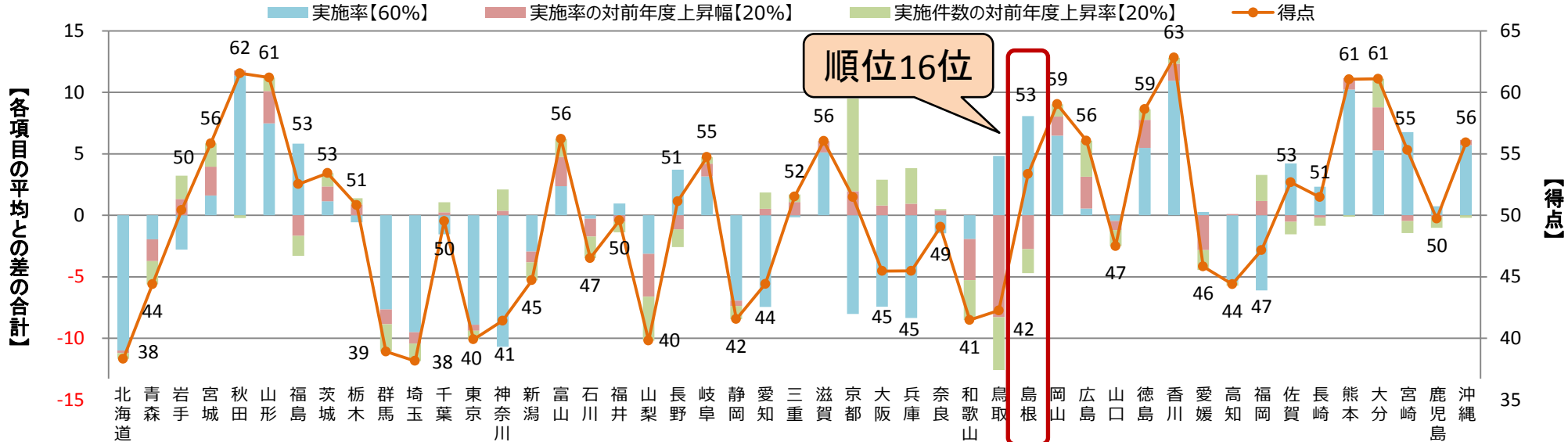


指標 1. 特定健診等受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

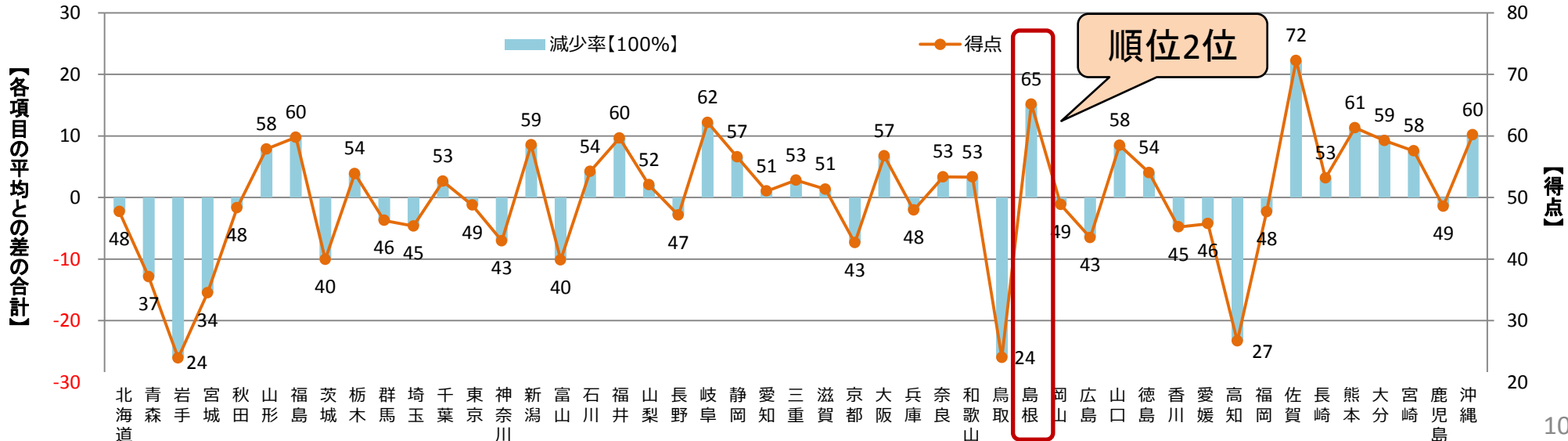


平成29年度のデータを用いた実績

指標2. 特定保健指導実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

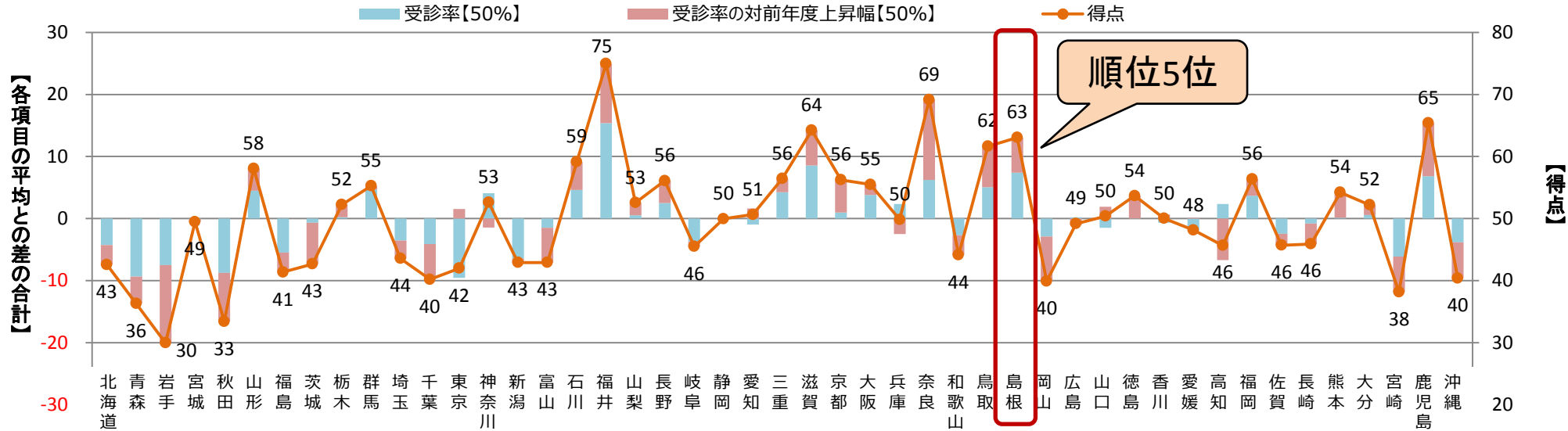


指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標の全国平均との差

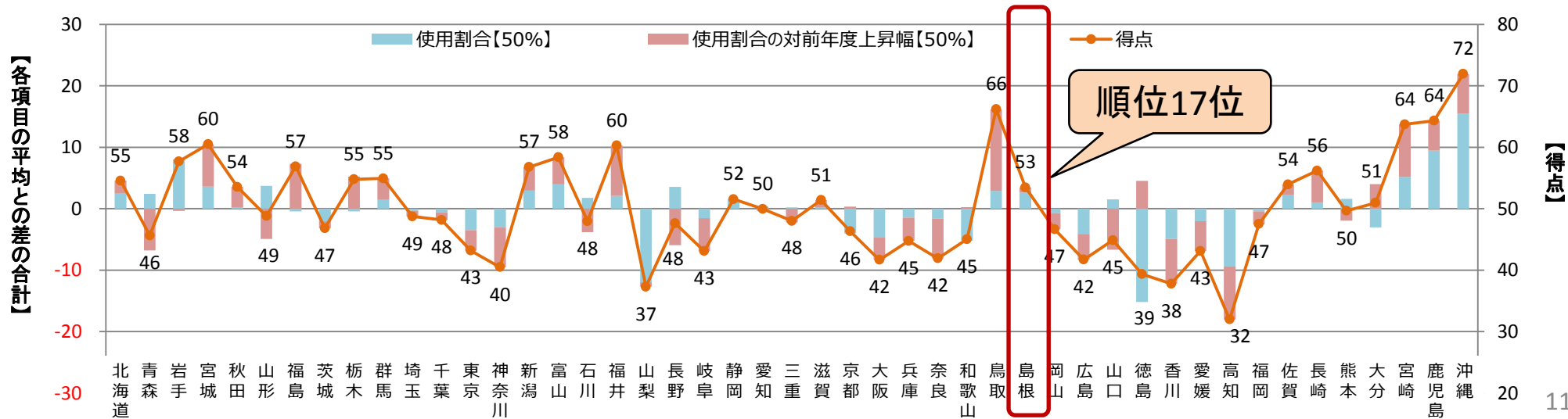


平成29年度のデータを用いた実績

指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



3. 本格実施の実績【平成30年4月～8月分】

※当該集計は、平成30年10月末時点で集計可能なデータを用いていることから、暫定値であり、今後集計する通年ベースのデータとは乖離が生じることに留意が必要。

平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

島根支部 評価結果のまとめ

(5つの評価指標の総合評価及び各指標ごとの評価、各指標内項目ごとの評価)

※赤字数値は偏差値50未満

【島根支部】平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

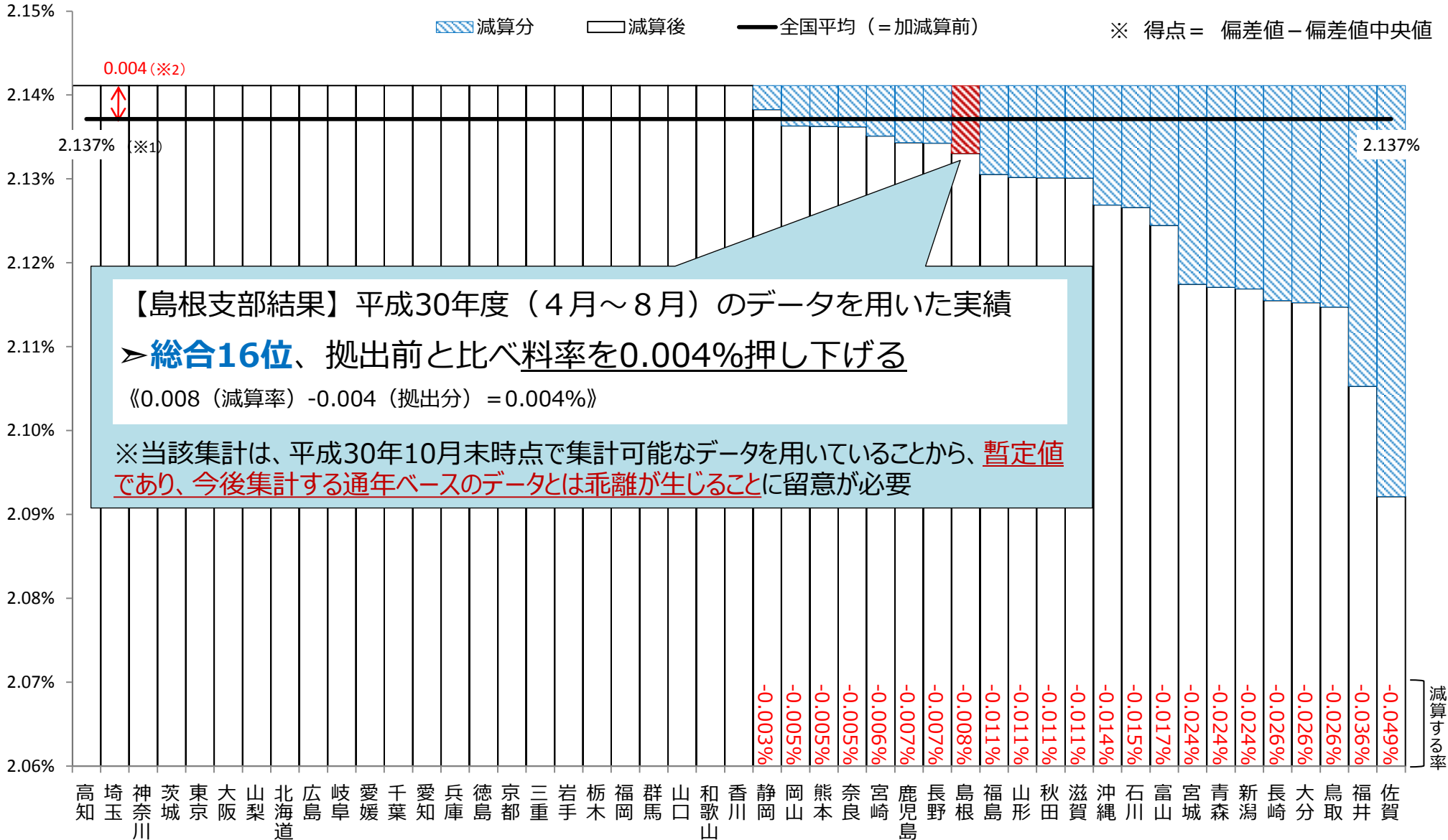
総合評価 (偏差値合計・順位)	261 (16位)										
指標	①特定健診等受診率			②特定保健指導実施率			③特定保健指導対象者の減少率	④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率		⑤後発医薬品使用割合	
各指標の評価 (偏差値・順位)	55 (11位)			47 (30位)			49 (27位)	54 (13位)		55 (11位)	
各指標内の評価項目ごとの評価 (偏差値) ※【】内は評価割合	①受診率【60%】	②受診率の対前年度上昇幅【20%】	③受診件数の対前年度上昇率【20%】	①実施率【60%】	②実施率の対前年度上昇幅【20%】	③実施件数の対前年度上昇率【20%】	減少率【100%】	①受診率【50%】	②受診率の対前年度上昇幅【50%】	①使用割合【50%】	②使用割合の対前年度上昇幅【50%】
	56	55	54	56	29	37		49	59	50	56

※当該集計は、平成30年10月末時点で集計可能なデータを用いていることから、暫定値であり、今後集計する通年ベースのデータとは乖離が生じることに留意が必要

平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

【平成30年度実績評価⇒32年度保険料率へ反映した場合の試算】

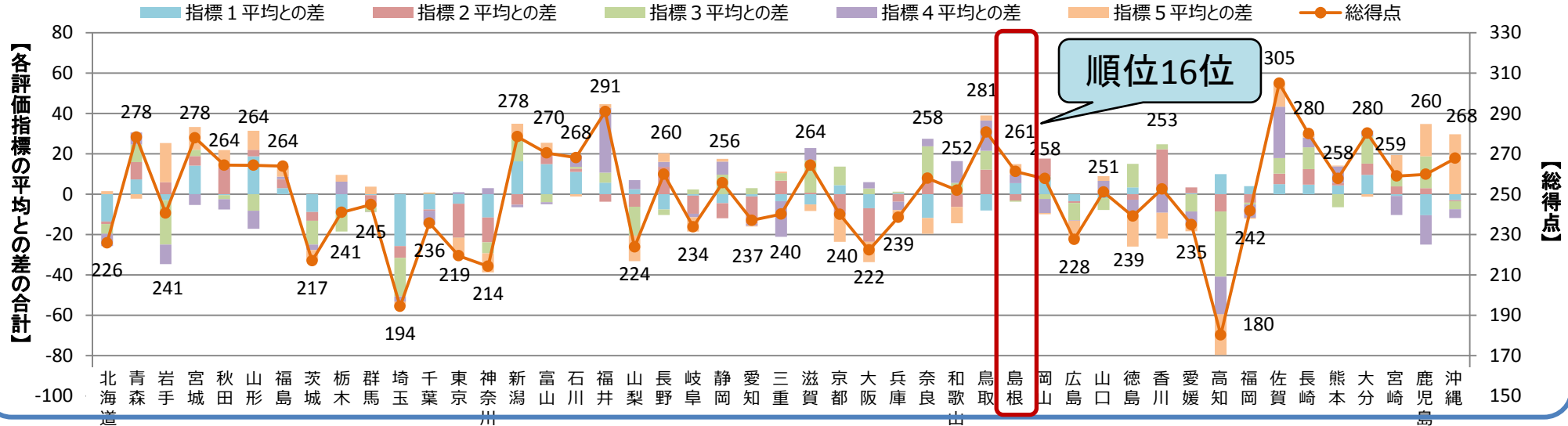
加算率0.004



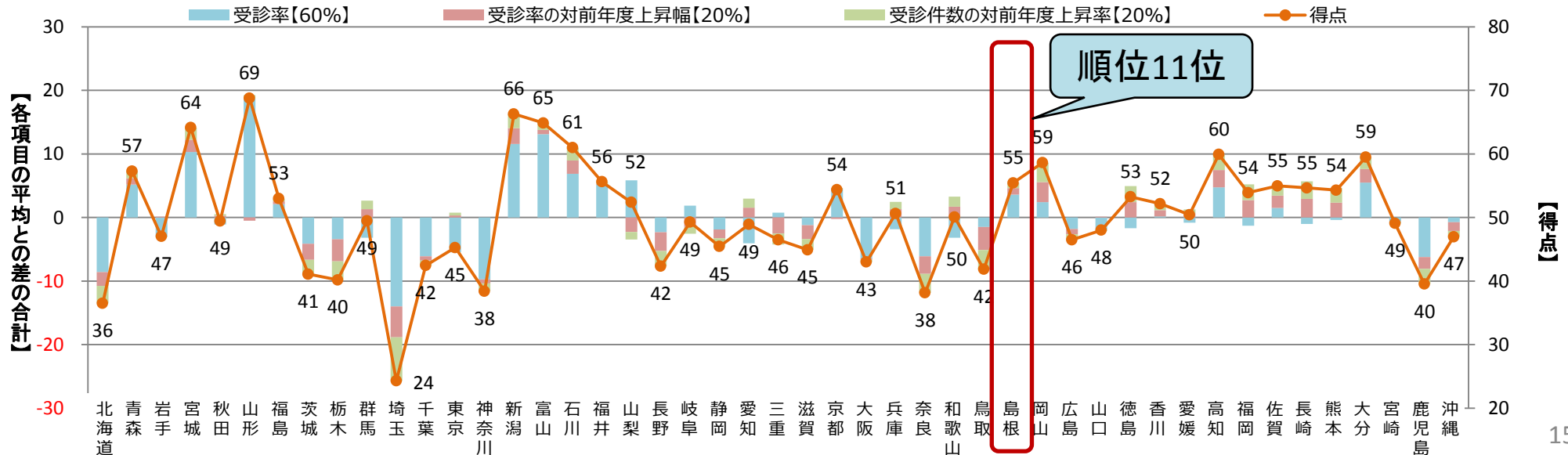
※1 2.137%とは、平成30年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。
 ※2 平成32年度保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度総報酬額の実績に0.004%を乗じて平成32年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。(詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。)

平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

総合. 5つの評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差

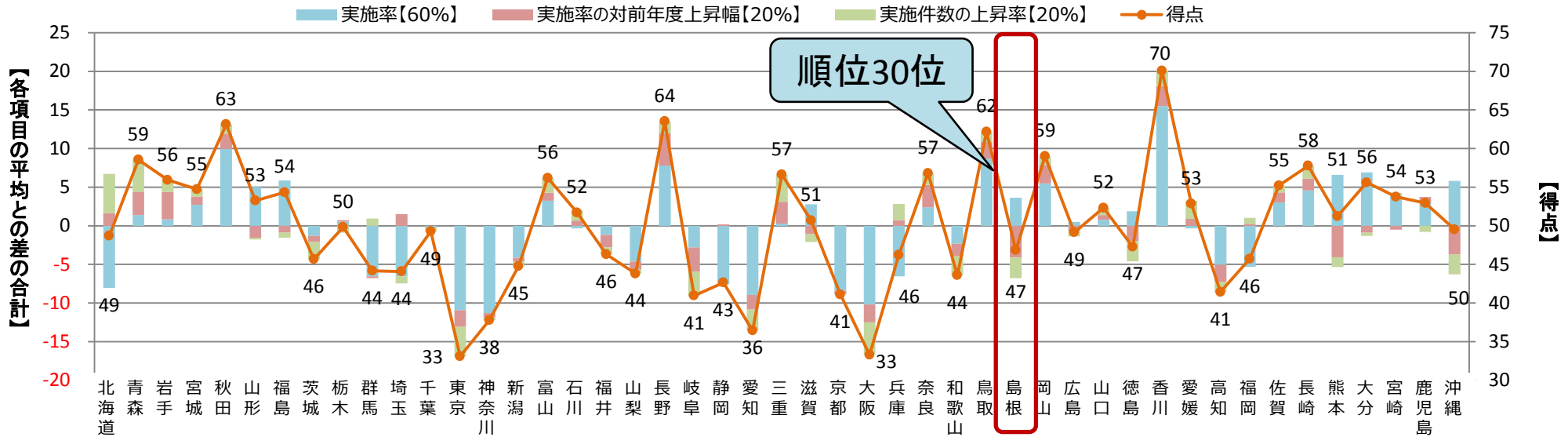


指標1. 特定健診等受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

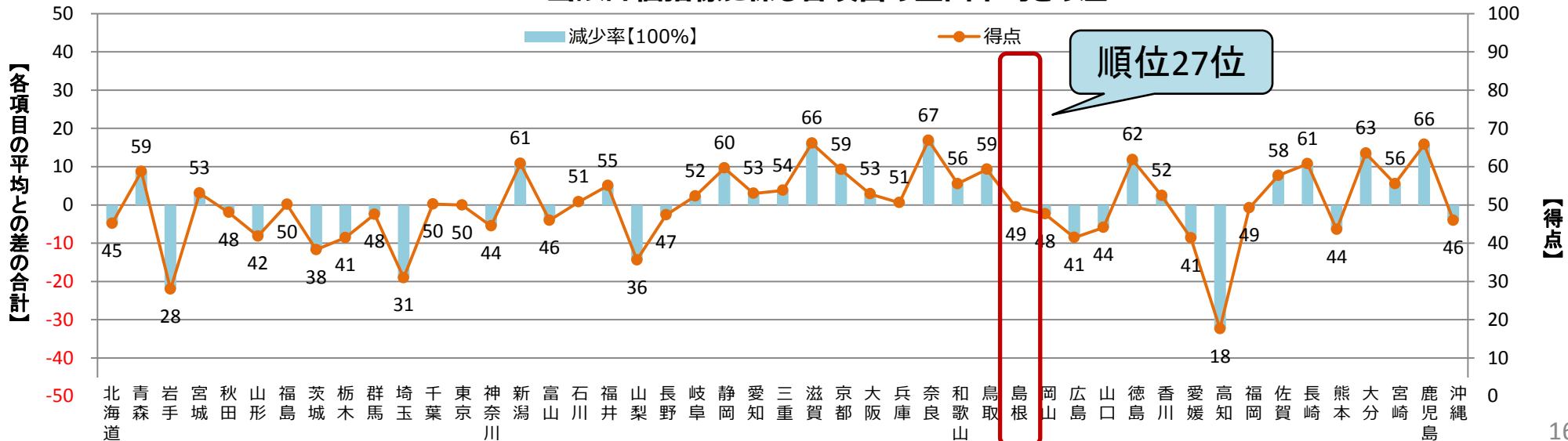


平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

指標2. 特定保健指導実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



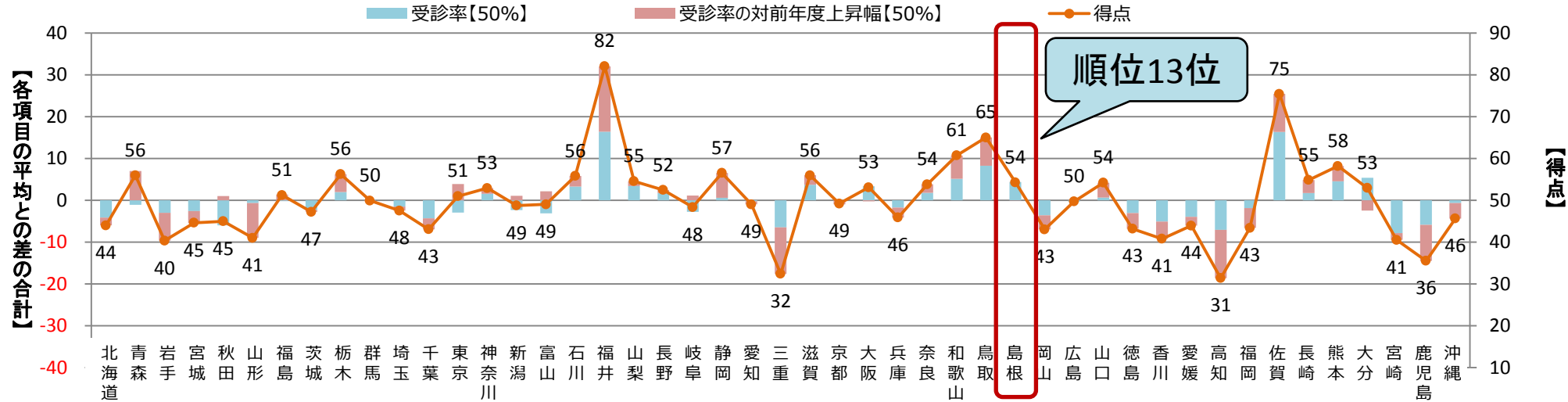
指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

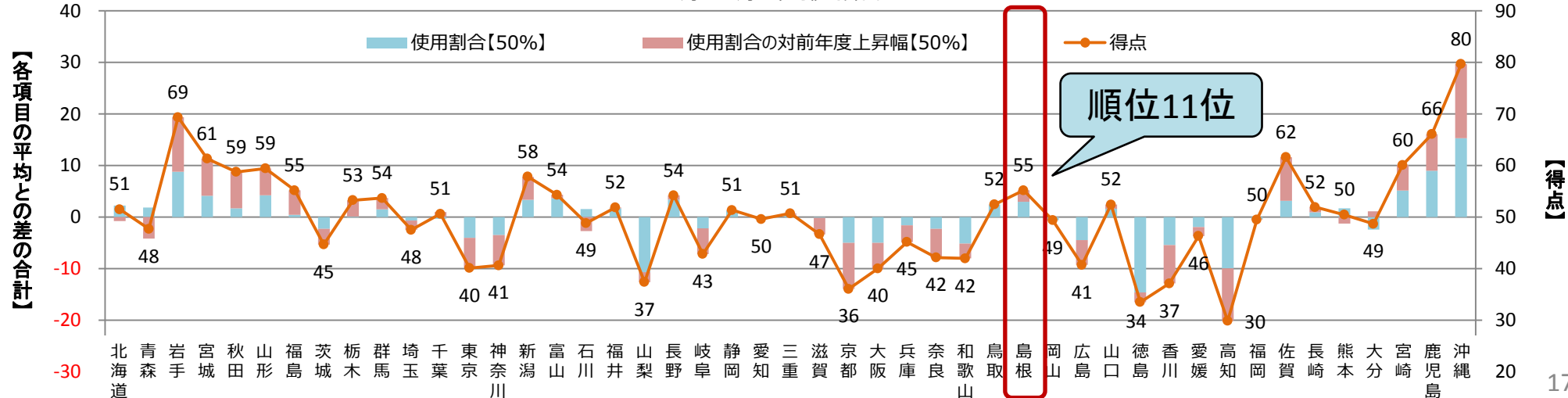
指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

※ 4月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

※ 4月～7月の平均値で算出



4. 広報実施状況について

インセンティブ制度に係る広報の実施状況について（全国）

- インセンティブ制度に関する広報の実施について、本部においては、平成30年度保険料率のリーフレットに記事を掲載し、ホームページにおいても平成30年2月から記事を掲載している。
- 各支部においては、以下のとおり、様々な方法で広報の取組を積極的に行っている。

【平成30年10月末時点の広報の実施状況（平成29年度及び平成30年度）】

広報の種類	納入告知書 同封チラシ	メール マガジン	健康保険 委員 (※1)	事務説明会 (※2)	関係機関 への広報 (※3)	新聞	その他 (※4)
実施 支部数	47支部	42支部	38支部	39支部	45支部	21支部	46支部
平成30年度 実施予定 支部数	—	3支部	9支部	4支部	2支部	4支部	1支部

※1「健康保険委員」に対しては、事務説明会やリーフレットの送付等を実施。

※2「事務説明会」は、社会保険事務説明会、新規適用事業所説明会等で事務担当者等に対して説明。

※3「関係機関への広報」は、県、市町村、商工会、商工会議所や中小企業団体中央会等に対する訪問説明及び広報誌への記事の掲載依頼等。

※4「その他」は、テレビやラジオを活用した広報、支部職員による事業所訪問時に事務担当者等への説明、健診勧奨案内にリーフレットの同封等。

インセンティブ制度に係る広報の実施状況について（島根支部）

	取組事項	対象	時期	内容
1	保険料率リーフレットの配布	全事業所	30年2月	本部調達の保険料率リーフレット 6ページ中、2ページがインセンティブ制度内容 事業所・関係機関へ配布
2	メールマガジンへの掲載	加入者	3月～9月	3月はインセンティブ制度全体を説明 4月以降、毎月、評価項目ごとに取り上げる
3	支部ホームページで記事（バナー） 掲載	加入者	5月～	支部ホームページでインセンティブ制度を紹介
4	新聞掲載広告等	加入者	30年3月、9月、 12月	保険料率変更と併せ山陰中央新報への広告掲載（30年3月） 山陰経済ウィークリーへの広告掲載（9月4週連続） 山陰中央新報への広告掲載（12月）
5	納入告知書同封チラシ	全事業所	5月～11月	全事業所宛の保険料納入告知書（毎月定期）に同封するチラシ にインセンティブ制度特集（指標ごと）を半年間継続掲載
6	健康保険委員広報誌	健康保険委員	4月	健康保険委員宛の広報誌「だんだん健康」にインセンティブ制度 特集を実施
7	社会保険事務説明会等における広報	事業所担当者	6月	社会保険事務説明会における説明（6月、県内12会場） 健康保険委員交流会における説明（9月、県内3会場） 社会保険新任事務担当者説明会における説明（年4回、各県内3 会場）
8	ヘルス・マネジメント認定制度エン トリー勸奨での事業所訪問時の説明	事業所	通年	事業所訪問時にインセンティブ制度を併せて説明 ➢平成30年11月末時点で140社訪問。

	取組事項	対象	時期	内容
9	経済団体等への広報協力依頼	事業所・経営者	5月	協定締結先の経済団体等を通じた広報協力依頼を実施。広報誌掲載、チラシ配布等協力いただく。 > 依頼先：商工会連合会、商工会議所連合会（各商工会議所）、中小企業団体中央会、経営者協会 > 結果：広報誌掲載11団体、チラシ配布7団体
10	医師会、歯科医師会、薬剤師会への訪問説明	関係団体	5月、7月	評価指標に関係する医療団体に対し訪問説明を実施し、制度理解を求める。
11	薬剤師会への広報協力依頼	薬剤師	7月	評価指標にジェネリック医薬品の使用割合があるため実施。薬剤師会広報誌への記事掲載。各薬局へのジェネリック使用促進ツール配布時に制度チラシを同封。

【広報例】

①新聞掲載広告(保険料率変更時) > 平成30年3月山陰中央新報 掲載

協会けんぽ島根支部から事業主・加入者の皆様へ

健康づくりで保険料を下げましょう!

5つの評価指標の成績が47支部(都道府県)中で 平成30年度から新たな「インセンティブ(報奨金)制度」がスタートします
 上位過半数の支部は健康保険料率が引き下げとなります。

※この制度は協会けんぽの加入者及び事業主の皆様を取組等に応じて、「インセンティブ(報奨金)」を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。
 ※平成30年度取組結果→平成32年度保険料率に反映。

皆様へのお願い

1 特定健診等の受診率
2 特定保健指導[※]の実施率
※健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導
3 特定保健指導対象者の減少率
4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者[※]の受診率
※健診結果で要治療(要再検査)の判定を受けた方
5 後発医薬品(ジェネリック)の使用割合

健診は毎年必ず受診しましょう!

健診結果「生活改善が必要」▶特定保健指導の利用を!
 日ごろからの健康づくりが大切です!

健診結果「血圧、血糖値、要治療」▶必ず病院へ!
 積極的に「ジェネリック医薬品」を使いましょう!

平成30年3月分(4月納付分)から
健康保険料率及び介護保険料率に変更となります。
※任意継続給付受給者の方は、4月分(4月納付分)からとなります。

●健康保険料率 **10.13%(+0.03%)**
 ●介護保険料率 **1.57%(+0.08%)**
※10月1日(平成30年)までの有効な事業継続期間の適用あり。適用期間満了後に適用除外となります。

島根支部健康保険料率の推移

年度	健康保険料率 (%)
2014	10.00
2015	10.00
2016	10.00
2017	10.00
2018	10.00
2019	10.00
2020	10.13

健康保険料率は、皆様の医療費や高齢者医療への支援金などで決まります。島根支部は医療費が嵩上りしており、保険料率が上がっています。

▼ 健康保険料率・インセンティブ制度についてのお問い合わせはこちらまで ▼

全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

〒690-8531 島根県松江市殿町383 山陰中央ビル2階
受付時間/平日 8:30~17:15

TEL **0852-59-5140**

協会けんぽ島根 検索
<http://www.kyokaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

②制度周知チラシ(事業所送付、事業所訪問時等説明に使用)

重要 協会けんぽにご加入の方は必ずご一読ください

「健康保険料率に反映させる 新たな制度がスタート！」 ～インセンティブ制度～

インセンティブ制度は、平成30年度から新たに導入された制度で、支部（都道府県）ごとの加入者及び事業主の行動等を評価指標に基づいて評価し、その結果、上位過半数となる支部に対してインセンティブ（報奨金）が付与され、保険料率が引き下げとなります。

なにを評価されるの？	どうすればいいの？
5つの【評価指標】	皆様をお願いしたいこと
1 特定健診等の受診率	<p>加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。 ○お勤めの方は→「生活習慣病予防健診」 ○ご家族の方は→「特定健診」 <p>事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の事業所は、健診結果データを協会けんぽへ提供してください。（40歳以上の協会けんぽ加入者分に限る）
2 特定保健指導※の実施率 ※健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導	<p>該当者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。 <p>事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導は主に保健師等が事業所訪問し実施します。事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。
3 特定保健指導対象者の減少率	<p>該当者</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導は保健師等の指示に従い最後まで中断することなく継続してください。 特定保健指導の対象にならないよう、日頃から健康づくりを心がけましょう。
4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者※の受診率 ※健診結果で要治療（要再検査）の判定を受けた方	<p>該当者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診の結果、「血圧、血糖値が要治療（再検査含む）」の場合は、必ず医療機関で受診してください。 <p>事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に対して受診を促してください。
5 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合	<p>加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。

インセンティブ制度のチェックポイント！

①インセンティブ制度導入の経緯

政府において、これまで全保険者共通であった「後期高齢者支援金の加算・減算制度（※1）」の見直し決定がなされ、その結果、協会けんぽでは平成30年度から新たにインセンティブ制度を導入し、その実績を2年後の平成32年度以降の各都道府県支部の保険料率に反映させることになりました。

（※1）後期高齢者医療制度への支援金の割合を、各保険者の特定健診・保健指導の実施率によって決定する制度



保険者ごとの基盤、規模、特性等を踏まえて、新たなインセンティブ制度として見直しがなされ、協会けんぽは他の保険者と異なる制度が導入されました。

②「インセンティブを付与する」とは

インセンティブの本来の意味は、ある者に対し動機付けするような刺激となるものをいい、報奨金、奨励金などに和訳されています。今回導入されるインセンティブ制度では、5つの評価指標に基づき支部ごとの実績を評価し、その結果、上位過半数の支部に対して得点数に応じた報奨金（インセンティブ）を付与することとしており、その報奨金によって保険料率の引き下げを行います。

5つの評価指標で上位ランクになれば保険料率の引下げとなります。



③インセンティブの財源負担

その財源は、全支部から一律0.01%を従来の保険料率（※2）に上乗せして拠出していただくこととなります。但し、新たな負担分は以下のとおり3年間で段階的に導入します。

- 平成30年度実績が反映される平成32年度保険料率に0.004%加算
- 平成31年度実績が反映される平成33年度保険料率に0.007%加算
- 平成32年度実績が反映される平成34年度保険料率に0.01%加算

（※2）全支部一律の保険料率である「後期高齢者に係る保険料率の部分」

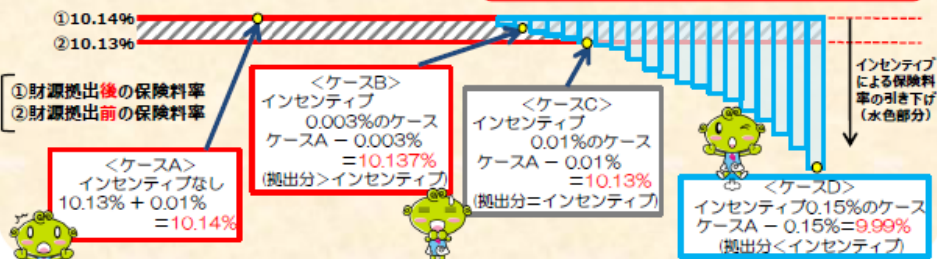


財源は全支部から一律拠出します。

インセンティブ制度の導入で保険料率はどうなるの？

【インセンティブ制度のイメージ図】

鳥根支部保険料率を10.13%とした場合、インセンティブ制度導入（0.01%拠出あり）後、下記ケースA～Dのいずれかのような保険料率になります。



▼ インセンティブ制度についてのお問い合わせはこちらまで ▼



全国健康保険協会 鳥根支部
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階
TEL 0852-59-5140(企画総務グループ直通)
ホームページ 協会けんぽ鳥根

③山陰経済ウィークリーへの広告掲載(9月4週連続)

事業主・加入者の皆様へ

健康づくりで保険料を下げましょう!

平成30年4月から新たな「インセンティブ(報奨金)制度」が始まりました

※インセンティブ制度は、平成30年度から新たに導入された制度で、支部(都道府県)ごとの加入者及び事業主の行動等を5つの評価指標に基づいて評価し、その結果、上位過半数となる支部に対して、インセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率が引き下げとなります。

5つの評価指標

<p>1 特定健診等の受診率</p> <p>加入者 協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。</p> <p>事業主 協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の事業所は、健診結果データを協会けんぽへ提供してください。</p>	<p>2 特定保健指導の実施率 <small>※健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導</small></p> <p>該当者 特定保健指導を受けてください。</p> <p>事業主 保健師等が事業所に訪問しますので、特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。</p>	<p>3 特定保健指導対象者の減少率</p> <p>該当者 日頃から、健康づくりを心がけ、保健師等の指示に従い最後まで中断することなく継続してください。</p>	<p>4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率 <small>※健診結果で要治療(要再検査)の判定を受けた方</small></p> <p>該当者 「血圧、血糖値が要治療(再検査含む)」の場合は、必ず医療機関で受診してください。</p> <p>事業主 従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に受診を促してください。</p>
<p>5 後発医薬品(ジェネリック)の使用割合</p> <p>該当者 医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品の希望を伝え、積極的に使用してください。」</p> <p>1~4は、ヘルス・マネジメント認定制度の取り組みと共通しますので、エントリー(健康宣言)しましょう。</p>		 <p>協会けんぽ島根支部キャラクター「しまめちゃん」</p>	

▼ インセンティブ制度についてのお問い合わせはこちらまで ▼



〒690-8531 島根県松江市殿町383 山陰中央ビル2階
TEL 0852-59-5140



協会けんぽ 島根
http://www.yukikane.or.jp/sybu/shimane/

④経済団体様広報誌掲載(例)

重要 協会けんぽご加入の事業主様とお勤めの皆様へ

皆様の取り組みを健康保険料率に反映させる新たな制度「インセンティブ制度」がスタート!

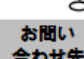
●インセンティブ制度とは?

インセンティブ制度とは、政府の決定により平成30年度から新たに導入された制度で、支部(都道府県)ごとの加入者及び事業主の行動等を5つの評価指標に基づいて評価し、その結果、上位過半数となる支部に対してインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率が引き下げとなる内容となっています。


●何を評価されるの?何をすればいいの?

5つの評価指標	皆様にお願いたいこと
① 特定健診等の受診率	・協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。 ・協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の事業所は、健診結果を協会けんぽへ提供してください。
② 特定保健指導の実施率	・健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。
③ 特定保健指導対象者の減少率	・特定保健指導の対象にならないよう、日頃からの健康づくりを心がけましょう。 ・特定保健指導は保健師等の指示に従い最後まで継続してください。
④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率	・健診の結果、「血圧、血糖値が要治療(再検査含む)」の場合は、必ず病院を受診してください。 ・従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に受診を促してください。
⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合	・医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。

これからは、新たに健診・保健指導等への積極的関与が保険料負担軽減につながります。協会けんぽは皆様の取り組みを全力でサポートいたしますので、共に取り組んでいきましょう。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階
TEL 0852-59-5140(企画総務グループ)
ホームページ検索

協会けんぽ島根